

## 兵庫県青年洋上大学同窓会表彰規程

令和4年10月29日 制定

### (目的)

第1条 本規程は、兵庫県青年洋上大学同窓会（以下「同窓会」という。）の表彰に関し必要な事項を定める。

### (洋大アワード)

第2条 会長は、同窓会の活動に従事し、その発展に寄与した会員及び会員以外の者を、表彰委員会（以下「委員会」という。）の決定に基づき、洋大アワードとして表彰することができる。

### (表彰の推薦)

第3条 歴代会長は、前条に該当する者がいるときは、会長に推薦することができる。

### (表彰委員会)

第4条 前条により推薦された者の中から表彰される者を決定するため委員会を設置する。

- 2 委員会は、同窓会の会長、副会長、会計長、事務局長及び地区代表者により構成される。
- 3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長を置き、会長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を招集し、会務を統括する。
- 6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

### (表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状の贈呈により行う。

- 2 前項の表彰状の贈呈に合わせて記念品の贈呈を行うことができる。
- 3 表彰は、一会計年度につき1回行うものとする。ただし該当者がいない場合は行わない。

### (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会で定める。

以 上